

一般社団法人エビデンス共創機構 定款

一般社団法人エビデンス共創機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人エビデンス共創機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、公的機関若しくは民間の団体等が事業等を立案・実施する際に、信頼性の高いエビデンスを創出すること、また、エビデンスの活用を支援することで、事業等の立案及び実施内容の改善に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 事業等の効果検証実施に関する支援
2. 社会調査の企画設計及び運営管理、社会調査の設計に関する支援
3. 事業等の立案へのエビデンス活用に関する支援
4. エビデンスの創出や活用に関する研修及びセミナー、イベントの企画及び運営
5. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び賛助会員

(社員及び賛助会員の資格)

第5条 当法人は、社員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 社員は、当法人の目的を遂行するための知識及び経験を有する者とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入会する者とし、社員総会における議決権を有しない。賛助会員の資格、入退会に関する手続き等については、社員総会において別に定める。

(入社)

第6条 当法人の社員及び賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 社員及び賛助会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退社)

第8条 社員及び賛助会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員又は賛助会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、社員又は賛助会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員又は賛助会員を除名することができる。

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より3日前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員及び賛助会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定めた事項

(構成)

第15条 社員総会は、社員をもって構成する。
2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に次の役員を置く。

理事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事の互選により定める。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに

代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを
変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第25条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第26条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 伊芸 研吾、代田 牧子、高橋 遼

設立時代表理事

伊芸 研吾

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

伊芸 研吾

代田 牧子

高橋 遼

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人エビデンス共創機構の設立に際し、設立時社員伊芸研吾、代田牧子、高橋遼の定款作成代理人である行政書士金澤淳平は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年1月20日

設立時社員 伊芸 研吾

設立時社員 代田 牧子

設立時社員 高橋 遼

上記設立時社員の定款作成代理人 行政書士 金澤 淳平

